

男女共同参画の推進に関する基本的施策

条例では、男女共同参画の推進に関する県の施策の基本となる10の事項を定めています。

1 県民等の理解を深めるための措置

県民のみなさんが基本理念について理解を深めるよう広報啓発活動等を行うとともに、男女共同参画の推進に関する教育において適切な措置を講じます。

2 事業者の報告

男女共同参画の推進のため、事業者のみなさんに事業活動における男女共同参画状況の報告を求め、これにより把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表します。

3 表彰

男女共同参画を積極的に推進する県民及び事業者を表彰することができることを定めています。

4 市町及び県民に対する支援

市町の施策や県民の活動を支援するため、情報の提供等を行います。

5 調査研究等

男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うよう努めます。

6 相談の処理等

男女の人権の侵害に関する県民からの相談、県の施策等に関する県民又は事業者からの意見の申出があった場合の県の対応を定めています。また、必要に応じ佐賀県男女共同参画推進審議会の意見を聴くこととしています。

7 男女共同参画推進員の設置

相談及び意見の申出の受付、男女共同参画に関する啓発活動を実施するため、男女共同参画推進員を置くことができることを定めています。

8 推進体制の整備等

県の男女共同参画推進体制を整備するとともに、市町、県民及び事業者との連携を図り、施策推進のための財政上の措置を講ずるよう努めます。

9 附属機関等における積極的改善措置

県が設置する附属機関等の委員の任命等について、できる限り男女の均衡を図るよう努めます。

10 年次報告

男女共同参画の状況、施策の実施状況について、年次報告を作成し、公表します。